

新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の特例を受けられた方へ

## 猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納税されるようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納税できない場合は、申請により他の猶予を受けられることがありますので、お早めに最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所の納税担当課にご相談ください。

### 以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております「徴収猶予許可通知書」によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請手続が必要です。  
申請書等の記載方法については、道税ホームページの申請用紙の記載例を参照いただくほか、最寄りの総合振興局、振興局・道税事務所の納税担当課にお問い合わせください。

※ eLTAX から徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。